

建築基準法第86条第1項、同条第2項及び第86条の2第1項に基づく認定基準実施細目

制定	11足建調発第233号 平成11年9月10日
改正	29足都建発第623号 平成29年8月1日
改正	2足都建発第2127号 令和3年3月24日

第1 総則

この細目は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項、同条第2項及び第86条の2第1項の規定並びにこれに基づく認定基準（平成11年5月31日付11足建調発第158号決定。以下「認定基準」という。）に基づき、規定すべき事項及びその他認定を施行するに必要な事項を定めるものとする。

第2 認定区域等の表示

- 1 建築基準法第86条第1項、同条第2項又は第86条の2第1項の規定に基づく認定を受けた者は、区域が接する道路及び区域内の通路等から見やすい区域内の場所に、対象区域が認定を受けた旨並びに区域内の通路及び公開空地の位置等を、様式1による掲示板により、公衆に表示しなければならない。
- 2 1に定める掲示板は、区域面積に応じて、次の表に定める枚数以上の掲示板を設置すること。ただし、通路の配置及び区域の周囲の状況等によりやむを得ないと認められる場合については、その数を変更することができる。

区域面積	掲示板枚数
3,000平方メートル以下の場合	2枚
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の場合	3枚
5,000平方メートルを超える場合	3枚に、当該超える部分が10,000平方メートル以内ごとに1枚を加えた枚数

- 3 1に定める掲示板的規格は、次に定めるとおりとする。

- ア ステンレス製、鋼板等で耐候性、耐久性に富み、かつ容易に破損しない材料とする。
- イ 堅固に固定したもの。
- ウ 大きさは、縦100センチメートル以上、横70センチメートル以上とする。

第3 認定申請時に提出する書面

- 1 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の16第1項第3号の規定による同意を得たことを証する書面は、様式2によるものとする。
- 2 建築基準法施行規則第10条の16第2項第2号の規定による建築物の計画に関する説

明のために講じた措置を記載した書面は、様式3によるものとする。

- 3 建築主は、認定基準に適合することを確認するため、様式4「建築基準法第86条第1項、同条第2項及び第86条の2第1項の規定に基づく認定基準への適合チェックシート」を提出しなければならない。

第4 その他

建築基準法施行規則第10条の21第1項第2号の規定による合意を証する書面は、様式5によるものとする。

附 則（11足建調発第233号 平成11年9月10日 建築部長決定）

- 1 この細目は、平成11年9月10日から施行する。

附 則（29足都建発第623号 平成29年8月1日 都市建設部長決定）

- 1 この細目は、平成29年8月1日から施行する。
- 2 この細目の施行前になされた認定、申請の処分又は手続は、この細目によってなされた処分又は手続とみなす。

附 則（2足都建発第2127号 令和3年3月24日 都市建設部長決定）

- 1 この細目は、令和3年3月24日から施行する。
- 2 この細目の施行前になされた認定、申請の処分又は手続は、この細目によってなされた処分又は手続とみなす。